

訪問看護重要事項説明書

(介護保険・介護予防保険・医療保険)

1 つるかめ訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会医療法人仁愛会 つるかめ訪問看護ステーション
所在地	〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖 4-16-1
管理責任者	比嘉 玲子
介護保険指定番号	沖縄県指定 第 4760890014 号
サービス提供地域	浦添市・宜野湾市・那覇市・西原町

(2) 営業時間および緊急連絡先

月～金	午前8:30～午後17:30	098-877-0645
土日祝 12/30～1/3	休み	① 090-8290-5475 ② 090-8290-5476
営業時間外	24時間対応体制 休日・祝日等も含めた計画的な訪問を実施しています。	*契約時に緊急連絡先シールをお配り致します。

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者(看護師)兼務	1名		事業所の従業員の管理、訪問看護及び介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握を行います。 事業所の従業員に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。
看護師	5名	1名	訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書の作成及び報告書、その他の諸記録等を作成し、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を行います。
理学療法士	2名		訪問看護師と連携しながら、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書の作成及び報告書、その他の諸記録等を作成し、リハビリテーションの提供を行います。
事務	1名		事務全般

2 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

老人保険・健康保険・介護保険・介護予防保険法などの関係法令に基づき、利用者が可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう療養生活を支援し、心身の機能回復を目指す事を目的として訪問看護サービスを提供致します。

<運営の方針>

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービス利用方法

(1) サービスの契約期間

- ① 契約期間は契約同意をおこなった日から一年間となり、契約期間満了日前日までに終了の意思表示がない限り、同一条件で自動更新となります。
- ② 受診や諸事情などの理由で（事前に予定がわかっている場合に限る）サービスをキャンセルする場合には、前日までに連絡していただけるようお願いします。

4 サービスの終了

<利用者からの解除・終了>

- ① サービスの終了を希望する際は1ヶ月前までにお申し出ください。但し、正当な理由なく訪問看護実施中に利用中止を申し出た場合には利用料金の徴収を行います。

<事業所からの解除・終了>

- ① 利用者が自立（非該当）になった場合。
- ② 利用者のサービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 本契約に定める利用料金を100万円以上滞納し支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、訪問看護の提供が困難と判断された場合
- ⑤ サービス事業者に対して、窃盗、暴行、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為があった場合
- ⑥ 新たな身元引受人を立てることができない場合（但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く）
- ⑦ 利用者の居宅において訪問看護を提供するうえで危険な環境と判断された場合
- ⑧ 利用者が医療機関や介護保険施設等へ入院（入所）した場合。
- ⑨ 利用者が亡くなられた場合。

5 虐待防止への取組み

- ① 虐待防止について利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施などの構築に努めます。
- ② 訪問中に介護者による虐待を受けたと思われる場合は、速やかに市町村に通報します。

6 業務継続計画の策定

- ① 感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対して業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

7 担当看護師について

- ① 利用者は、いつでも担当の訪問看護師の変更を申し出る事ができます。
（ケアマネージャーまたは事業所の管理責任者にご相談下さい。）
- ② 担当看護師が訪問できない場合は、代行の看護師が訪問することがあります。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者、（必要時は救急隊）等へ連絡をいたします。

9 個人情報の保護と利用

個人情報保護方針に基づき、利用者・ご家族について得た情報について適切に管理します。

<個人情報の利用について>

- ① サービスを提供する上で、個人情報の取得及び利用目的の基準の範囲のみ情報を利用させて頂く事を了解下さい。

②利用目的外の状況が発生した場合、目的を明確にし、同意の有無を書面にて確認後に取扱うこととします。

10 記録の保管

①事業者は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス終了した日から介護保険の場合は2年間、医療保険の場合は5年間保管しております。

②事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

11 訪問看護計画の作成・変更・実施報告及び主治医との連携

①看護師は主治医の指示書、居宅サービス計画書に沿って（ケアマネージャーが作成するサービス計画がある場合）利用者の状態及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成し説明、同意を得て交付します。

②状態に変化があった場合には訪問看護計画書の変更を行い説明、同意を得て交付します。

③毎月、主治医、ケアマネージャー（相談員）に訪問看護計画書・報告書を提出します。

③ 緊急時・急性悪化の状態を含め、往診の相談・臨時訪問の有無など連絡を密接に行ないます。

12 看護サービスの内容

- （1）病状・障害の観察
- （2）清拭・洗髪などによる清潔の保持
- （3）食事及び排泄など日常生活の世話
- （4）褥創の予防。処置
- （5）リハビリテーション
- （6）ターミナルケア
- （7）認知症の看護
- （8）療養生活や介護方法の指導
- （9）カテーテル・チューブ類の管理
- （10）その他医師の指示による医療処置

13 利用料金の支払いについて

①正当な理由なく3ヶ月以上滞納した場合は、1ヶ月以内の支払い期間を設けることができます。期間内まで利用料を支払わない場合にはサービスの利用できなくなる場合があります。

②3ヶ月以上の滞納者の支払い催促については、法人の未収金課に引き継ぎますのでご了承下さい。

14 他サービス事業者との連携

訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼している居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）、他の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

15 損害賠償

事業者はサービス提供にあたり、利用者に対して事故や損害が発生した場合、速やかにご家族に連絡し、必要な措置・賠償を講じます。

16 協議事項

この重要説明事項に定めのない事項については、諸関係法令に従い事業者・利用者の協議のうえ定めます。

17 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：つるかめ訪問看護ステーション

窓口担当責任者：比嘉 玲子

TEL : 098-877-0645

その他相談窓口

※ 沖縄県医療安全相談センター（保険医療部医療政策課）

TEL : 098-866-1260

※ 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

TEL : 098-882-5704

改訂日：2025 年 4 月 改定